

第21回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成21年11月19日（木）13：30 ～ 15：15
開催場所	602会議室
出席者	石井彰会長、田辺道雄副会長、本橋淳男委員、小野玲委員、 渡部治委員、佐藤麻由子委員（以上6名出席） （事務局） 大寺企画部長、小澤市政情報課長、田中課長補佐、 大塚統括主査、細野主任
欠席者	待鳥美光委員、西村祐介委員
議題	1 会長及び副会長の選出 2 平成20年度個人情報取扱事務について
資料	資料1－1：情報公開条例の改正について 資料1－2：情報公開条例（本文） 資料2－1：次期PI0-NETにおける個人情報の取扱いについて 資料2－2：個人情報の流れ 資料2－3：Softbank Telecom 東京第四データセンター （次期PI0-NET データセンターの概要） 資料3－1：個人情報取扱事務の登録状況について 資料3－2：未成年者の個人情報の開示請求に係る身分確認の 方法について （参考資料） 都道府県情報公開ランキング（H21.8.18 埼玉新聞記事）

1 開会

13時30分開会。

2 市長あいさつ（要旨）

本日の会議では市長就任前から市に要請していた情報公開条例の改正を審議いただくということで、思い入れが強いところです。情報公開の請求権者について、これまで取扱いとしては限定せずに誰からの請求でも受け付けてまいりましたが、条例上で何人も情報公開を請求できるように改正するように取り組んでまいりましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。他にも、消費生活（PI0-NET）に関する事項についても審議いただくということでボリュームがある会議となりますが、私としても議事録を拝見させていただきなが

ら、今後の運営のあり方を考えてまいりたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

4 議題

(1) 情報公開条例の改正について

資料1-1, 1-2により、今後議会に議案を提出する予定である情報公開条例の改正案について、事務局から説明。

*説明前の会長からの発言

情報公開は私たちの会にとっても大変大事な議題だと思います。

個人情報保護は保護されなければなりません、情報の取扱いにおける車の両輪の反対側は行政情報の開示であるという信念を持っています。本審議会は個人情報保護審議会ですが、本会の議題にふさわしい内容だと思いますので、いろいろご意見をお出しいただきたいと思います。

*質疑応答等

(石井会長) 条例改正に伴い細則や事務手順を変更する必要があるかと思いますが、それは個人情報保護条例に関連する細則や事務手順と大きく差はないのでしょうか。

(田中課長補佐) 請求権者を「何人も」という改正ですので、要領等はほとんど変更ございません。最小限の変更となります。

(田辺副会長) 資料1-1内「3 県内の状況」について、埼玉県は「理由を明記すれば請求可能」となっていますが、実質的にどういう理由であっても、理由が記載されていれば開示するということでしょうか。理由の内容によって開示する、しないの判断をされているのでしょうか。

(大塚統括主査) 県の条例には「必要とする相当の理由」と書いてありますが、原則請求理由による開示、不開示の判断は行っていないと思われます。

(渡部委員) 情報公開請求を行うときは、所定の様式を使用するのでしょうか。電話とかメールでは行えないのでしょうか。

(大塚統括主査) 請求は通常例規に基づき、所定の様式で行う事になっていますが、当市では電子申請での受付を行っています。これは、行政手続オンライン化条例により、本来書面で提出しなければならない申請を電子的に行うことができるように

なっています。ただし、それには一定の条件があるため、現在は電子申請システムでのみ受付を行っています。

(渡部委員) インターネットで申請を行う場合、申請者本人のきちんとした確認は確保されているのでしょうか。

(大塚統括主査) 情報公開請求においては、本人確認を行っておりません。個人情報保護条例における開示請求においては、本人確認が必要であり、その点は情報公開条例と異なるところです。

(小野委員) 情報を公開されたがために、個人情報を侵害されたという事例はないのでしょうか。

(田中課長補佐) 今のところ、そういった事例はございません。請求された内容について、開示、不開示を判断し、公開を行っています。個人情報は原則不開示となります。

(石井会長) 情報公開請求を行った方から、不服申立とまではいかなくても、何か不満とか不平といったことを聞いたことはありますか。

(田中課長補佐) 請求権がないという理由での苦情等はありません。情報開示請求をして、不開示になった部分に対して納得がいかないといったような不満を述べられた方はいます。

(石井会長) 近隣の市の状況はどのようになっているのでしょうか。

(田中課長補佐) 朝霞市は理由を明記すれば申請可能です。志木市は何人も請求可能です。新座市は当市の現状と同じ、任意的開示で対応しています。ここで、追加資料を提出させていただきます。新聞の記事になりますが、8月18日の埼玉新聞の記事です。今回、条例改正を提案することになった理由として、一つは先ほど市長が申し上げたとおり、市長の強い意向であり、もう一つは全国市民オンブズマンが行っている情報公開ランキングがあります。このランキングにおいて、和光市が県平均を下回っており、請求権者に関する部分で評価が低い状況です。確かに何人も情報公開請求ができるほうが情報公開度は高いと考え、今回の改正を検討するきっかけとなり、さらに市長の強い意向もあって、議会に改正案を提出したい、ということになりました。

(渡部委員) 個人情報に関わる場合はカットされるということで深刻な問題は予想されないと思うのですが、「何人も」というのは強い表現で、一切の条件がないということですから、念

のため、「何人も」という表現に改正することによって予想しうる問題とか状況とか、何か予想していることはあるのでしょうか。

(田中課長補佐)「何人も」に変える事による問題点として、一つは、現行の条例で定められた請求権者(広義の市民)以外の者に開示する必要があるのかという問題や、他の団体であるようですが、大量に情報公開請求を行う者がいて、申請の間口を広げることでそのような申請が行われることによる事務コストが増大する恐れがある、といったことが考えられます。県内の団体で、多いところでは申請件数が年間4,000件にもなります。

(渡部委員)私、普段学校におりますが、学校や行政といったところは立場が弱く、相手の言うことを聞かなければならない、といったような状況になっています。テストを行ったときでも、どのような基準で評価を行ったか評価基準の公開は常識になっています。生徒一人一人に細かく説明していくなど、そのようなことは到底対応できるものではなく、そのような話があったことから、「何人も」と入れることは一見何もなさそうに見えますが、入れることで無用な混乱が起こらないか、ということを懸念しています。混乱が少なければ良いのですが。

(小野委員)情報公開された公文書に民生委員やその他職員の情報などが入っているとき、その名前等全部出てしまいがちですが、その文書を情報公開で取得した方がその情報を第三者に漏らしてしまう可能性があります。そういった場合、請求した方は責任を問われないと思うのですが、知らないうちに個人情報どこかに流れていってしまう、という不安があります。そういった状況ですと個人情報保護はあってないようなものになってしまう、と感じています。

(大塚統括主査)情報公開条例における情報開示において、既に一般に公表されている個人情報は開示情報となります。例えば民生委員の情報については、一般に公開されています。これは情報公開請求されるか否かに関わらず、一般の方が取得可能な情報ですので、その取得された情報の取扱いについては、取得された方に任されるところで、情報公開条例で定めるところで

はありません。開示情報ではない個人情報については、開示決定を行う際に適切に不開示、または一部開示とすることで個人情報保護の対応をしております。

(小野委員) 以前、孤独死があったとき、2つのテレビ局から私(民生委員)のところに問合せがあり、分かりませんとお答えしました。また、交通事故で亡くなった方について民生委員に対し警察から連絡が来たこともあり、このときも対応された方は分からないと答えたそうです。民生委員であるために、このような問合せが多く、このような場合どのように対応するか、苦慮しています。

(石井会長) 確認ですが、公開される個人情報の内容については、「公知性」が原則であるということでしょうか。

(田中課長補佐) 会長の仰るとおり、例えば民生委員の場合、職務上お名前と住所を公表する必要があり、そのため民生委員に関する情報公開請求があった場合は、その部分が公開されることになります。

(小野委員) 個人情報の扱い、民生委員の仕事がしにくくなっていて、毎回批判されています。そのような状況もあり、民生委員にはなり手がいません。

(佐藤委員) 民生委員のなり手がいないとのことですが、それは個人情報保護の問題と関係があるのでしょうか。

(小野委員) 昔は、地域に住むお年寄りの具合が悪いということが分かると訪ねて行けたのですが、今は訪ねていくと「誰から聞いたのか」「どうして私のところに来たのか」と言われ、心配な状況があっても訪ねて行けません。また、何かあって、その事を尋ねても「個人情報だから言いません」と言われ、必要な情報が収集できないことや、情報を収集できても「このことを必要な方に教えてもいいですか」と聞くとそれを断られ、情報を持っていたとしても一人で持っていることになり、有効に活用することができません。そのような、苦しい状況になっています。特に、もらった情報については、他者に渡す必要があるときは必ず本人に提供して良いか確認をしています。そのような状況で、テレビなどでは「民生委員はいらない」「民生委員は何もやっていない」などと言われています。

(佐藤委員) それはいつ頃からですか。

(小野委員) やはり、個人情報保護という考え方が出てきた頃からだと思います。

(佐藤委員) 私にとっても、個人情報保護法は弊害のほうが多いように感じています。私は仕事でフリーライターをしてきたのですが、取材というのはやはり個人情報に踏み込まなければならないものであり、取材の仕方によっては批判を受けるものもありますが、ただそれがあることによって社会が豊かになっている、見えない部分でそうなっていると思って仕事をしていますが、この制度によりそこが頭打ちにされ、業界のいろいろなところで弊害が出てきているのが今ではないかと思っています。

(石井会長) 本審議会の直接的なテーマではありませんが、個人情報保護の裏側には必ず行政情報の開示があって、それらのメリットとデメリットの間でこれらの制度が成り立っていると思います。個人的には匿名社会、秘匿過度というような印象がありますが、守るべき個人情報は守らなければならないと考えています。

(小野委員) どこの家で虐待がある、という情報を持っていたとします。その家から悲鳴のような声が上がっても、私たちはそこに行けません。その声を聞いた人でないとその状況は分かりませんが、私たちはその方からその個人情報をもらうことができませんでした。児童福祉法の改正により、虐待の場合は相手が特定できなくても情報を出せるようになりましたので、そのような情報をもらった時点で市役所に通報し、対応していただくことができるようになりましたが、私たちが役所に行かなくてもできることが、今はできなくなってきました。個人情報保護制度により、すごく情報が出しづらくなっています。

(石井会長) これまで、みなさんから様々な経験に基づくご意見をいただいてまいりましたが、本日審議会が成立しているということもありますので、本議事に対しては、意見書として意見をまとめるのではなく、本会議で議論し、意見を発言したということで、その内容を提言するという形でよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なし、ということで、今ま

で出されたご意見を審議会の結論として行政に反映させて
いただきたい。

(2) 次期 P I O－N E Tにおける個人情報の取扱いについて

資料2－1から資料2－3により、担当部署の所属長である市民
相談室の橋本室長から説明。

本件は、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワ
ークで結び、その中で消費生活に関する情報を共有し、活用するた
めのシステムである P I O－N E Tにおける個人情報の取扱いにつ
いて説明するものである。ただ、同システムでは和光市以外の消費
生活センター及び国民生活センターとの間で個人情報の部分は共有
せず相談内容のみを共有するため、本来審議会の審議事項ではない。
しかしながら、個人情報を取扱うシステムの特殊な事例として、今
回審議会に議事として取り上げている。

＊質疑応答等

(石井会長) 新システム対応については、国の方針なのでしょうか。そ
れとも、自治体に選択肢があり、利用することを選んだの
のでしょうか。本審議会で審議することについて、市側の意
図として、国の方針に従い、新システムを利用する上で問
題点を減らしていこうとするのか、また現行のままで良い、
とか新システムの対応そのものに意見を言ったほうが良い
のでしょうか。

(橋本室長) 消費者庁ができて、消費者行政を国を挙げて行ってい
こうということになりまして、その中の一つとなっています。

(小野委員) 被害に遭われた方の情報を登録する際は、本人に了承を得
て行われるのでしょうか。

(橋本室長) 個人情報を出しません。相談の内容のみ共有するようにな
っています。

(田辺副会長) 最初の説明で、現在バッチ処理されているものがオンライ
ン処理されるということで、それはスピードの問題だと思う
のですが、オンラインにすることによって今は上げてい
ない情報、追加になった項目がありますか。

(橋本室長) 何も変わりません。

(田辺副会長) 個人情報保護条例の解釈の部分で、総務省の見解の後に、地方公共団体として、別の解釈をしているところもあり、個人情報を提供しているものとみなすか、みなさないか判断が分かれるが、和光市の今回の判断はどちらに近いのか、また今回の判断はP I O－N E Tに限定した判断なのか、あるいは市全体での判断になるのでしょうか。

(橋本室長) 審議会が審議する事項は条例で定められており、条例は各団体でそれぞれ作成していますので、その考え方は各団体ごとに異なります。消費生活センターは700以上の団体がありますが、その半数以上が審議会に諮らないと回答しています。このシステムでは相談に関するデータをネットワーク上の保存しているだけであり、そこではそのデータは暗号化され、アクセス権は和光市以外にないことから、個人情報を提供していないと考えています。今回はP I O－N E Tについてのみ検討しましたが、和光市の条例では、一般的に考えてもこのような判断になると思います。

(田辺副会長) 例えば、市で行っている健康診断を受診した結果、市から受託した保健指導を行う会社から、教室、講座等への参加の勧奨が行われ、そのために会社には自分の診断結果が送られているわけですが、業務委託契約で守秘義務があったとしてもそれが厳密に守られるのか、という不安があります。例えば、その会社が健康器具の販売等を行っていたとき、その営業に使われてしまうことがあるのではないか、という懸念があります。

(小野委員) 保健センターの健康診断のときは、受診する時に個人情報の利用に関する署名欄があります。利用を拒否される方は署名をしていません。

(田辺副会長) 情報を預けるということで、提供には当たらないというところについては、情報を事業者に渡してしまえば提供と一緒であり、総務省の見解には若干疑問があります。

(大塚統括主査) 今回の件について言えば、健康診断の事業者は渡された情報は見るのが可能ですが、P I O－N E Tの場合は預かる事業者は情報を見ることができません。

(田辺副会長) P I O－N E Tのほうについては、分かりました。

(小野委員) 資料2－1の6個人情報保護条例の解釈についての(1)の

最後の段落で、「個人情報の外部提供を原則として禁止している」と「保存するだけなので「提供」にはあたらない」と繋がっていて、言い回しがおかしいと思います。

(橋本室長) 「提供」とは情報を利用できる状態であり、今回のケースでは、情報がそこにとってあるだけであり情報を利用することができないため、「提供」ではない、という意味で記述したものです。

(石井会長) 今回の発言の趣旨は当該部分の表現をきちっと書き込んだほうが良い、ということかと思いますが、今後この資料により説明を行う必要があったときには、この辺をしっかりと書き込んでいただいてよろしいでしょうか。

(渡部委員) 旧システムから新システムに移行する際にかかる予算措置はどのくらいになるのでしょうか。

(橋本室長) 費用は国が負担します。

(渡部委員) それでは、議会の承認等の問題はないのですね。

(橋本室長) 問題ありません。

(石井会長) 今回の件について、一般に周知することなどは考えていらっしゃいますか。

(橋本室長) 市民に直接的に影響するものではないので、今のところ考えておりません。

(田辺副会長) 個人情報をP I O－N E T上に置くだけであれば、果たしておく必要があるのでしょうか。元データは市役所にあるのですよね。

(橋本室長) 元データは市役所にはありません。相談記録は直接入力するため、印刷すれば紙に残りますが、通常は市役所で情報を持ちません。相談は電話や来庁により対応し、その記録は直接システムに登録しています。

(石井会長) 本議事について、他に意見はございませんでしょうか。なければ、審議会において個人情報に関する新しいシステムについて意見を交えながら説明を受けた、ということで終わりにしたいと思います。

(3) その他

- ① 個人情報取扱事務の登録状況について
資料3－1により、事務局から報告。

個人情報取扱事務の登録状況については、毎年本審議会で報告しているが、その登録内容について適切に管理されていない事例が見受けられるため、その取扱いについて審議会に諮った。

＊質疑応答等

(石井会長) 毎年5月頃に開かれる審議会において、前年度の実施状況の報告を受けて、質疑が行われたところですが、その際の意見を受けての改善案とのこと。まず、ここでいう事務改善とはどのような意味でしょうか？

(大塚統括主査) 各課に対して事務の進め方を改めて周知徹底していく、ということと、個人情報取扱事務の登録内容を定期的に確認、報告するように運用を変更し、各課で状況を適宜把握できるようにする、ということを考えています。

(田辺副会長) 資料3-1の3の①のやり方にとすると、その報告の中には平成21年度に発生していたものと、それ以前に発生していたものが混ざってくるということですか。

(大塚統括主査) そうなります。

(田辺副会長) その場合は、違和感があります。そういうことであれば、②の方が良いと思います。

(石井会長) ①から③の中で、最も事務改善に繋がり、事後の修正が少ない方法は何番になりますか。

(大塚統括主査) どの方法でも、事務作業は変わらず、報告する内容が変わります。その年度における適切な数字を報告するには②が良いと思います。また、それ以外の集計については、別に行うということも可能だと思います。

(田辺副会長) 前年度の集計結果については、ホームページなどに掲載されているのでしょうか。掲載されたときにあまり変な形になるのはいかがでしょうかと思います。

(石井会長) 審議会としましては、個人情報保護に逆行しないことを前提として、②の方法で集計し、報告してもらおう、ということとよろしいでしょうか。(異議なし) 特に異議がないようですので、来年度はそのように報告をお願いします。

② 未成年者の個人情報の開示請求に係る身分確認の方法について
資料3-2により、事務局から説明。

最近、個人情報の開示請求の事例として、母子手帳の紛失した母親から、子どもの個人情報について開示請求を受けることが増えている。未成年者の個人情報の開示請求において親権者が法定代理人として請求する場合、親権者本人の確認の他、親子関係を確認する資料の提出を求めているが、その確認書類として認められる範囲について、審議会に諮った。

*質疑応答等

(石井会長) 本件については条例改正ではなく、規則などの改正により対応を図られるのでしょうか。

(田中課長補佐) 「和光市個人情報保護事務処理要領」というものがあるのですが、その中で、「その他請求者が親権者又は成年後見人であることを証明する書類」というあいまいな表現で必要な書類を定めているところがあり、そこから健康保険証を確認書類として認められる解釈ができれば、申請者の負担を軽減できるのではないかと考えています。

(石井会長) 個人的には問題はないと感じますが、いかがでしょうか。

(小野委員) 確かに、保険証だったら良いかと思います。

(大塚統括主査) 乳幼児医療受給者証にも、世帯主とお子さんの名前が入っていて、資格を審査されて発行されていることもあり、それで認めたケースもありますが、その辺の運用があいまいになっているため、今回一旦線を引きたいと考えて、審議会に諮りました。

(渡部委員) 親子だということが分かる書類であれば良いのではないのでしょうか。

(石井会長) 本人確認書類の要件を緩和した場合、犯罪等に使われる恐れはありませんか。

(大塚統括主査) 個人情報の開示請求では本人の情報を開示するため、成りすましによる請求を受ける可能性が懸念されますが、本人確認書類としては、写真のある証明書やそのような証明書がないと取得できない本人確認書類を提示していただいていますので、その書類を厳格に審査することである程度は防げると考えています。

(佐藤委員) 母親として意見があるのですが、子どもにとって母子手帳はとても大切なものです。妊娠したときから生まれて、小

学校に入学するまでは使用していくもので、それを紛失するというのはどのような状況かは分かりませんが、母子手帳を大切にしていこうというのは子どもを大切にするとか、いろいろなことに繋がっていくので、手続きが簡単にできるということになることには、母親として、ちょっと引っかけりを感じました。大変だから何とかしてあげると、そこまでしてあげる必要があるのか、と思います。

(大塚統括主査) 個人情報の開示請求に来られる方で、特にお子さんの情報開示に来られる方は、ほぼ戸籍謄本などの親子関係を確認するための書類をお持ちにならないので、その書類を揃えてから再度来ていただき、さらに請求を受けてから開示・不開示の審査を経て数日後に再度来庁していただくということになると、大変な手間になるため、開示を求める個人情報の内容にもよりますが、母子手帳内に記載されるような予防接種の記録などについては、本人確認と親子関係の確認ができたら当日にでも情報を開示し、利便性を高めたいという原課からの要望もあり、今回議事としてあげさせていただいています。

(石井会長) 資格確認の書類については、これまでのような意見が出た、ということを経験としていただければと思います。

③ その他

(渡部委員) 最初の議事について、最終的なまとめとしてはどのようなのでしょうか。

(石井会長) 情報公開条例の改正に対する意見のまとめとしては、「情報公開条例は個人情報保護と密接な関係があるので、条例の改正に当たっては制度の主旨を理解し、十分な配慮の下、運営されたい」ということにしたいと思います。個別の意見については、審議の中で出たとおりです。

15 時 15 分閉会
以上